

住まいの復興給付金に係る基金の概要

基金（事業）の名称	被災者住宅再建支援対策給付基金
法人名	一般財団法人住宅金融普及協会
基金額（国庫補助金等相当額）	300億円
基金事業の概要	「令和4年度税制改正の大綱について」（令和3年12月24日閣議決定）に基づき、被災者について、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避ける観点等から、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。
基金事業を終了する時期	被災住宅の所在地が岩手県・宮城県・福島県の場合、2024年12月末までの住宅取得等に対する支出等が終了するまで。 ※被災住宅が福島県の一部地域（旧警戒区域、旧計画的避難区域）に所在する場合、2025年12月末までの住宅取得等に対する支出等が終了するまで。
基金事業の目標	被災者の住宅再建に支障がないようにすること。